

〔翻 訳〕

『閑 中 録』(六・完)

作 惠慶宮 洪氏
翻訳 梅 山 秀 幸

わたくしが幼くして宮中に入り、すでに六十年の月日が経とうとしている。命運が険しく、さまざまなことどもを経歴して、万古に類のないような痛みを感じ、億万の世の変遷を見ながら、生きうべくも思わなかったが、先王のまごころと孝心のために、どうしても生命を絶つことができずに、今日までおめおめと生きながらえてしまった。しかし、天はますますわたくしを憎むのか、とても遭うことのないはずの酷禍に遭い、即座にわが身をくらすべきであったのを、わが生命たるやまるで土か木のように堅固であり、自殺することもできず、また幼い主上のことも気掛かりで、今に一縷の生命を保っている。これは人としてとうてい耐えうるものではない。

普通の家の匹婦であつてすら、七十歳の老母が一人つ子を亡くしたなら、近所の人びとがとぶらい、なぐさめて、気の毒にも思ってくれるものであろう。ところが、先王を失って数か月も経たないというのに、お父上に侮辱が加えられることはなほだしく、またわたくしが筋を通そうとしたことに対して、叔弟がそそのかしたことだとして、叔弟は罪を問われ、七、八十日のうちに、根も葉もない嘘の誣告によって、濟州島に流され、ついには殺害されてしまった。これはわたくしが筋を通そうとしたために、叔弟に罪をなすりつけたのであり、叔弟が殺されたのではなく、実はわたくしが殺されたのである。狂徒たちが時を得て、先王の恩を顧みず、幼い主上を軽んじ、先王の母親であるわたくしをこのように侮辱したのだった。人倫がすっかり絶えたのか、臣下の分際もわきまええない、このようなことがまたどうしてありえようか。

わたくしは昼夜となく胸をたたいて、血の涙を流し、先王と兄弟の跡を追おうと

して、追うことができず、そこはかたない悲しみに取りすがるものもなく、落ち着き場所もなく、生きようとしても、生きるすべを思いつかず、死のうとしても、死ぬことができなかつたが、これらはすべてわたくしの業が深く、重く、そして運命がまがまがしくできているせいであろう。天をあおいで鬼神を恨むばかり、わたくしが経験したようなことは、古から后妃が経験しなかつたことであり、またわが家の遭遇したことは、古から人の家が遭遇しなかつたことであろう。

天道が明らかであり、主上は仁孝でいらっしゃるのに、わたくしはいまだ明るい光を見ることができないでいる。せめて死んでしまった後にでも、主上が是非を判断して、わたくしの恨みを晴らしてくださる日もあることを願うことにしよう。そこで今、もしわたくしが数多くの事蹟を記録しておかなければ、また後になって子細にお知りになることができないことになってしまおうから、この衰弱した精神を集中させ、尽きようとする体力をふるい立たせて、まず先王がわたくしにお示しになった孝心とわたくしとお交わしになったおことばを記し、その後には、条件条件を列挙して、明白に事理がわかるようにしたが、わたくしでなければ、だれがこのことを知り、まただれがこのことをよくなしえようか。

わたくしの生命は今や朝夕も知れぬ状態であり、この書きしたためたものは嘉順宮にゆだねることとしよう。わたくしが死んだ後にでも、主上にさしあげ、わたくしの経験した凶悪なることとわが家の遭遇した恨みとをご理解いただき、この三十年の怨恨を晴らしてくださることがあれば、わたくしの死後の魂魄も、地下に行つて、安んじて先王を拝することができらう。そうして、聖子と神孫をもつことができたこと、志を述べ、事を記して、母子の平生の恨みを晴らしたこと、それらをたがいに相賀し、相慰めることができ、それだけでも幸いというもの。ここに書き記す事柄に、わたくしが少しでもでっち上げたことがあつて、誇張したことがあつたなら、それは、上は、先王を侮辱することであり、中は、わが心のみずから枉げて新王を欺くことであり、下は、わが親族におもねることであつて、わたくしはどうして天地の災厄を恐れないでいられよう。

わたくしの経験したことといえば無数であり、先王と交わしたことばも幾千の数になるかわからないほどである。しかし、今となつては、わたくしの衰弱した精神では万に一つも思い出すことができないし、また国家の大事にかかわらないことは、それを事細かに説いて、すべてを述べようとは思わない。また、重大な事柄については記録するにしても、それも詳細を尽くすようなことはすまい。

世間にどんな母子があるといつて、わたくしと先王のような母子がまたとあるだろうか。先王がいらっしゃらなければ、どうしてわたくしが今日まで生きながらえることができ、また、わたくしがいなければ、先王がどうして生命をずっとお保ちであつたらう。母子ふたりがびつたりと寄り添って、百にもおよぶ世間の變遷を見聞きし、晩年には榮祿を授かり、國家の窮まりない祝福を受けることを期待していたのであつたが、皇天はいったいどんなつもりなのか、途中で先王のお生命を奪つてしまった。古今の天下にこうした過酷があつていいものか。

わたくしが壬午の年（1762）の禍變の際に生命を絶たなかつたのは、先王を保護するためであつた。そうして、戊戌の年（1778）にお父上が誣告に遭つて、無実をお晴らしになることなく、恨みを飲んだままお亡くなりになつたが、そのおり、わたくしも決断して、跡を追おうとしたものの、先王の孝心に感動して、当初の決心を実現することができなかつた。今回、先王を亡くした上、引き続きまつたくの無罪である弟が慘禍に遭つて、わたくしは不烈、不慈、不孝、不友なる人間に成り果てた。天地の間にどんな面目がわたくしにあるというのか、一日たりともこの世に留まっていられるものではないが、しかし、幼い主上が気掛かりで、生命をすぐに断ち切ることなく、今に生を貪っている。わたくしのように昏庸で、懦弱な人間がまたどこにしようか。

先王は天性として孝行でいらっしゃり、近年はその孝心がとみに増して、わたくしをおかまいになることが、日に日にはげしくなっていくばかりであつた。平日でも老母の心配を察して、ソウル市中の行幸のときですら、宮中を一時でもお離れのときは、見舞いの文章がしばしば届き、園行¹⁾の際は、いつも長くかかるために、わたくしの心配を思つて、道路に駅馬を立てておき、時を置かず、消息を届けてくださったほどであつた。なのに、今はどこに行かれたというのか、一字の書信すらないのはどういうことか、まことに寂しく、恨めしい。

先王は天資が非凡でいらっしゃり、立派な顔だちをなさつて、氣象も岐嶷として、態度も特異でいらっしゃつた。ことばを学び、文字をよくご存じて、早くからよくお勤めになり、寢食の間も書物を手放されず、畢竟ずるに、その成し遂げなかつたことは古今の哲人王に抜きん出るばかり、すべてにご存じないということがなく、夏、殷、周の三代の王朝以降の諸王の中で、學問と文章と聖徳と經綸とがわが先王に並ぶような方がどこにいらっしゃるであらう。

お年は五十歳におなりで、万機に多事でありながら、毎年の冬には、一帙の書物

を必ずお読みになつた。己未の年（1799）の冬には『左伝』を読み終えられたので、わたくしはお祝いのつもりで、ご幼少のときにならつて洗冊の礼²⁾をさしあげようと、うどんや饅頭をお作りしたが、先王は老母の志をお喜びになつて、諸臣にも分け与え、酔いかつ飽食なされたのであつた。そのおり、詩を作り、記録なされたのも、つい昨日のこつたようであり、人事の移り変わりにはおどろくばかりである。

先王は至仁かつ純孝であり、英廟に対して従順でいらつしやることと父母に対して孝誠であること、そのことごとくは記録できないほどであるが、そのおおよそは言行録に記されている。壬午の年（1762）以前は、困難な局面が多くあつて、先王はまだ幼くていらつしやつたものの、憂慮することをよく知つて、身を修めていらつしやつたから、英廟は一度としてご不安になられたことがなく、先王をご覧になれば、いつも聡明鋭敏で、徳性が早くもそなわつていることを称賛なされたものであつたが、先王の至孝と徳行が英廟のお心を感動させたのでなければどうしてこのようなことがあつたらう。

幼いときから、わたくしには母子としての天倫以上に孝心が格別であり、わたくしが食べれば、お食べになり、わたくしが眠れば、お寝みになつた。急を要する危機が数多くあつたものの、よく大人のような気配りと用心をなさつて、時機に力を得て、周旋なざることが多かつたが、これらはどうして幼い方のよくなざることであらうか。

壬午の禍変に遭われ、そのとき、悲しみお嘆きになる様子はまるで大人のものであつたが、そのお悲しみの様子とお嘆きの声がかたわらの者たちを感動させ、それを見、聞く者で、だれが涙をしぼらぬ者がいたであらうか。父なし子となられた後、悲しみを胸に、母親にお仕えになることは限りなく、一時としてゆるがせになさるようなことはなかつた。わたくしと離れていてはお寝みになることもできず、それぞれ宮廷にいるときは、わたくしの安否を聞いた後でなくては朝食にお箸をおつけにならない。わたくしにちょっとした病があると、必ず手ずから薬を作つてお送りくださったが、その孝行ぶりの天に抜きん出ているのはこれでわかろうというもの。ああ、それが今は、悲しいかな、悲しいかな。

甲申の年（1764）のこと³⁾はとても忍び難くて、その悲しみは極まりなく、母子はたがいかき抱いて、死所もわからないありさまであつたのだが、そのすべてをどうしてここに書き記そうか。そのとき先王がお遭いになつた悲しみは、古来、帝王の家にはないもので、それによつて国家のために大位に即かれたものの、終身、

その悲しみは癒えようのないものであった。実のお父上を迫慕なさることが歳を追って深くなり、景慕宮には日瞻門と月観門をお置きになり、月の初めに展拝なさることが一、二度にとどまらず、うやうやしく親を思う情をもって、朝夕に父母の恩に感謝なさっているようであった。

わたくしの世話も千乗の王家の富でもってなさり、それでもむしろ不足にお思いになるぐらいであり、愉和なるお顔色と明るいお声で、日に四、五度もやって来ては、わたくしをご覧になって、事ごとにわたくしに不満がないかと心配なされた。わたくしは年来、老病がしきるようになって、己未の年(1799)、庚申の年(1800)の二度にわたる大病の際は、先王が心配なされたことはくらべるものがないくらいで、寝睡を廃し、帯を解かず、薬湯を飲ませることと膏葉を塗ることを、みなみずからなさって、かたわらの者にお任せになるようなことはなかった。たとえ母子の間であるとはいえ、そのおりのわたくしの感激はとも言い尽くせそうにない。

先王は天稟が質朴でいらっしゃったが、晩年はますます儉約を尊ばれ、つねにお住まいの建物は短い軒しかない狭い部屋で、素木に丹青をほどこさず、修理を許すこともなく、肅然として寒士の居所と異なるところがなかった。衣服は袞龍の袍以外には錦を身にまといられることはなく、綿布の粗いものをお選びになって、紬緞をお用いになることはなかった。朝夕のお食事にも三、四皿のほかにはおかずを取られず、小さな皿をお使いで、山盛りにするようなことはおさせにならなかったから、わたくしはその儉約の度を超していることを申し上げると、奢侈の弊害を滔々とおっしゃって、

「儉約を尊ぶのは財物を惜しむのではなく、福を養う道理なのです」

と、わたくしを戒めなさることがかえって多く、またまた感服するばかりであった。

先王はなかなか子宝に恵まれず、宗国のためにご心配であったが、壬寅の年(1782)に文孝⁴⁾を得て、初めて慶びに遇われたものの、丙午の年(1786)には五月、九月と二度にわたって不幸⁵⁾に見舞われなされた。その悲しみでお身体を悪くされないかと、先王のために心配申し上げたが、丁未の年(1787)の春には嘉順宮をお入れになることになって、その徳行が仁厚であり、体貌が秀麗で、名家の淑女の風格があつて、入内の後、わたくしに仕えるのにも至誠、至孝であつたから、わたくしもまたみずから産んだ娘のような情けをおかけた。先王に仕えるのにも、善を尽くし、美を尽くし、一事として聖心にそむくことはなく、先王がこれを寵愛し、

期待なさることは格別で、すぐにでもこれとのあいだに子宝を得て、国家の重い願いを叶えようというおつもりがあったが、これは先王の先見の明ともいべきであろう。

子宝を授かるよう祈り、待ち望む心が日に日に懇ろになっていって、皇天が見そなわし、ご先祖が草葉の陰から助力したのか、はたして庚戌の年（1790）の六月十八日の申の時に、わたくしのいる向かいの建物で出産の大慶があって、主上が誕生なさり、初めて宗社億万年の安泰を得たのであった。

母子ともに祝い、大喜びをする中、不思議なことに、わたくしと同じ誕生日であったので、先王はいつも、

「息子の誕生日が母上と同じだとは、古来、歴史書にも見られない不思議なことです。これは母上のまごころとご苦心に天が感応したというべきで、偶然ではありませんまい」

とおっしゃった。わたくしのまごころはともかく、宗社と聖体のための苦心はわたくしにまさるものはないはずで、天がわたくしを気の毒に思ったのか、誕生日を同日にしたのはまことに不思議といわねばならない。

庚申の年（1800）の春に冠冊⁶の二つの慶礼を行って、徳門名家の淑女を選び、その年の冬には嫁をご覧になるのを、指を折って、日を数えていらっしやっただのに、先王はいったいどちらにいらっしやっただというのか、わたくしひとりがこの世に残ってこれを見ろというのは悲しみもひとしおである。

先王はいつも永祐園⁷が完全ではないと不満を洩らされていて、丙申の年（1776）の初めに、わたくしのお父さまが墓所をほかに移すよう請われたものの、事があまりに重大なために、しばらく熟慮なさり、己酉の年（1789）になってようやく、水原の花山にある、神龍が珠をもてあそんだという穴を占いで卜し、そこにお移しし、園号を改めて「顕隆」となさった。わたくしなどに、

「この場所は古人のいわゆる千里に一つあるかないかの場所です」

と、先王はおっしゃって、また、

「お父上の廟を建てるべき佳地を得た上は、どんな恨みをお残しでしょう。『顕隆』の二文字で、世間はわたしの深い意図を了解してくれましょう」

とおっしゃった。そのとき、昼夜となくみずから采配なさって、景慕宮を哀慕なことが無限であったが、それをどうしてすべて記録しえよう。

園所を移された後、聖孝はますます新たに篤く、御真影を齋殿に奉安して、ご自

身が墓参りをなさるおつもりで、五日に一度ずつ奉審⁸⁾するようになされた。毎年の正月には園行して、お参りになり、春秋の植木に気を配って、みずから苗木にお触れにならばかり、旧邑の百姓を華城に移し、園所をよく保護するために、大いに水原の城郭を築き、行宮を壮麗にお建てになった。

乙卯の年（1795）の三月にはわたくしを連れて園所に展拝なされ、帰り道、奉寿堂に宴をもうけ、内外の嬪戚と文武の官僚を集めて、夜は引き続いて、酒に酔わせ、飽食させなされた。老人には洛南軒で酒を勧め、窮民には新豊楼で米を与え、歓声と喜気が水原からソウルまで満ちあふれたが、これらはみな老母を思う孝行の思いから出たもの、一国の臣民で、いったいだれがこれを喜び、称賛しないものがあるか。

先王は宗社のために王位にあつて、勤勉に勤めていらっしゃるようであっても、悲しみを心に抱き、南面していらっしゃることをお楽しみになったことはなく、尊号で呼ばれることを堅辞して受けず、いつも千乗の位を脱履するおつもりであった。み子が生れ、宗国をゆだねることができるようになって後は、水原城をおおいに築き、ソウルに準ずる都にして、建物の名を老来堂、未老間亭と名付け、わたくしには、

「わたしは王位を貪るつもりはなく、今はやむをえず、国家のために王位にいますが、甲子の年（1804）には、元子⁹⁾の年は十五歳となって、王位を伝えるのに十分であり、そのおりに初志を貫いて、お母さまにお伴して水原へ行き、これまで景慕宮に対して子どもとして十分にお世話できなかった恨みを晴らしたいものです。

このことについては、英廟からのきびしいお諭しがわたしにはあつて、お世話できずにいたので、それがわたしにとっての痛恨事となっていたのですが、これも義理というもの。み子はわたしの願いを受けて、わたしの志を成就し、わたしができなかったことを、わたしの代わりに行うことが、これもまた義理というものでしょう。今日、諸臣はわたしに従つて、なにもしないのが義理であり、他日、諸臣が新王に従つてお世話するのも義理であつて、義理というのは一定のものではなく、そのときそのときに従つて、義理となるものではありませんまいか。

母上とわたしが生きながらえ、幸いにも子孫の孝行と栄華を目にすることができれば、どんなにかうれしいことでしょう」

とおっしゃった。

わたくしは先王のお心をけなげに思いつつも、当時の国事の多難を考え、いつも涙を流したが、すると、先王も悲しそうにいつしよにお泣きになって、

「こうしてみずからができないことを、息子が孝心でもって行くのを、死んで、地下下でも見ることができれば、どんな恨みが残りましょうか」

とおっしゃり、また元子を指して、

「あの子は景慕宮のことを知りませんが、ものわかりはいいようです。わたしはととても口に出していうことはできませんが、外祖父がこれを教えることでしょう」

とおっしゃった。その人が、

「おおよそのことはお教えしています」

と申し上げると、

「この子は、わたしが景慕宮のためにそのことをしようと発願して、化して誕生した子ともいうべきで、これもまた天の意志というべきでしょう」

とおっしゃった。

乙卯の年(1795)に景慕宮に尊号をお贈りになったとき、八字の尊号になさり、わたくしに、

「いつも邪魔だてしていた金鐘秀¹⁰が玉冊と金印と八字の尊号を勧めました。今回はこんなところすませることにしましょう。まだ一字だけが残っていますが、これは他日、新王を待つこととしましょう」

とおっしゃった。これでもって、尊号は

「章倫隆範基命昌休」

となさったのであったが、わたくしは無学な女子であるから、はっきりと音が聞き取れず、

「基命昌孝というのですか」

と尋ねたところ、先王が、笑いながら、

「孝の字は将来どんな孝行な大王が現われるか知れず、そのとき用いようということです。そんなわけで、ヒョの音に孝の文字を当てることはできますが、わが朝鮮王朝では歴代の王の尊号にまだ孝の文字は使っていないのです」

とおっしゃった。わたくしの手許には紅の衣と金の糸とがあったが、

「尊号贈与の際、中宮は、ご衣装が重く、これを着ようとして、着ず、そのままにしておかれた。将来、孫が孝行を実現するような際には、必ず着用なさってく

ださい」

とおっしゃった。

近年は甲子の年（1804）のための根回しにお忙しく、凡百の事柄と言語の対応に閑暇ないご様子で、わたくしとしてはあきれられるようなことであっても、これは実に千古に誇るべき人君のご威勢ともいえようから、わたくしはこの世にしばらくとどまって、世にも珍らかなることを、この目で見たいと待ち望まないわけではない。

わが家は庚寅の年（1770）以後は世間に妬まれ、排斥されるようになり、丙申の年（1776）に至ると、凶誣と惨禍は目を覆うばかりとなって、門戸は転覆し、わたくしの恨みと悲しみは形容することばもないほどであった。わたくしはそのおり下堂に下がり、昼夜となく号泣し、みずから命を絶とうとさえ思ったものだが、先王のわたくしをお慰めになることは懇切を極めたものであった。わたくしが思うに、先王の孝心は天稟といっていいもので、英明でもいらっしゃったが、一時、姦臣たちがそれをくらませたこと、大空に浮き雲がかかったというべきであろう。しかし、日月の光明はおのずから明らかで、お父上の忠誠と三寸の無実を、結局のところは察して下さったのだった。わたくしが偏狭な心でもって、はやまって生命を絶てしまえば、先王の孝心に傷をつけることになる、不本意ながらも、努めてこの生を食ったのであったが、わたくしの心をもし鬼神に質されるようなことがあったなら、心の中でどうして忸怩とならずにいられたらうか。

はたして妖賊たちを退けて後、先王はお心に後悔なさって、お父上のことに関しては、

「わたしの過ちだった」

と、いくどもおっしゃって、いつも、

「外祖があの一物¹¹)を献上しなかったことは、わたしとてよくわかっているが、あの者たちはそれを言い張って、罪に陥れようとした。まことに笑止の至りだ」とおっしゃった。わたくしが、

「あの者たちががしたことといえば、外の厨房の一物はご命令によってこれを入れ、御營庁の一物はお父上の奏上によってこれを入れたとして、罪を問おうとしたことですが、このような馬鹿な話しがどこにありましょう」

と申し上げると、先王は、

「あの者たちがいったいなにを知っているものですか。だいたい、外の厨房の一物は使うことがありませんでした。文政殿は宣仁門の中であり、宣仁門の外が御

菅庁の東菅に当たるため、とても近いので、御菅庁の物を取ってきたものでしょう。あの窮まりない悲しみは申の刻の初めに始まり、酉の刻の初めころには終わったのです。お祖父さまが人定¹²⁾の後、初めて宮廷にいらっしゃったことは、わたしが目撃して、子細に知っていることであり、例の一物が二回往き来したことが、お祖父さまになんのかかわりがありましよう。そんなわけで、鄭履煥¹³⁾の上疏批答¹⁴⁾にやむをえず、すこしもかかわりのないことを釈明しておいたのです。それはみな世間の知っていることです」

とおっしゃった。わたくしが、

「それなら、なにをもつて、お父上は罪されたのですか」

と申し上げると、先王は、

「たとえば、崔鳴吉¹⁵⁾のように激しい議論¹⁶⁾をしながらも、国の大事に当たり、そのときの大臣として死ぬこともなく、この世にとどまり、自身を保全して、宗社を助けた人物がいます。後の人びとはかれを国家に功績があったとして称賛しますが、わたしが今になって、そのときのことを正しいとか、まちがっていたとか、どうしていうことができましよう。わたしを保護しようとしてくれたことがよかったことだというのは、まさに他人ごとではないのですが、今はかの者らのするにまかせて、たとえ遭遇されたことをすべて明らかにすることができなくとも、後の王の代に、母上のお父上が努力して、宗社を保つために示した忠誠心がどうして称揚されないことがありましよう」

とおっしゃって、元子を指差され、

「あの子の代に、外祖は無実を晴らし、お母上もわたしの代にまして孝養をお受けになることでしょう」

とおっしゃった。

辛亥の年(1791)の冬から、先王はお父上の成し遂げられた国家の経綸、事業、筵奏、上疏の類を集め、『奏稿』と称し、みずから編纂に着手なさった。己未の年(1799)の十二月にはすべて完成して、六十余篇とし、序文はみずから書かれ、元子を召して、これを読んでいただくために翻訳してお聞かせなさり、

「今ようやく外祖の功に報いることができた。今日より外孫は稲穂が実るように栄えるでしょう」

とおっしゃり、また、

「外祖の忠誠と功業に対して、恨みが残らないように、褒奨することとしよう。」

周公¹⁷)に対して捧げるような文章をも書いて、韓魏公¹⁸)や富弼¹⁹)のように扱われ、聖人とも、賢人とももてはやされるようにしてさしあげよう。この文集が刊行されれば、百世に道理が伝わり、外祖が経験された惨禍をみな雪いでくましよう」

とおっしゃった。

庚申の年（1800）の四月には、『奏稿叢書』と『文集序』をお作りになり、叔弟にお手紙をいただき、そこには、

「外祖の忠誠がこれによっていつそう明らかになるでしょう」

と書かれていて、そのお手紙が今でもわが家には残っている。

わたくしに、

「あの事件の一端を明らかにするものは、刊行の際にみな添えるのがよろしいでしょう」

とおっしゃったが、それはあの壬午の年（1762）のことでご自身をお父上が保護なさった忠誠心を、今すぐにはお褒めになることはできないものの、他日おおいに誉めたたえることのできる日を待とうとなさるお気持ちからであったのだ。御製の序文を読むと、先王のお褒めのことばは神々しく盛んで、子孫みずからが作ったとしてもどうしてこれに及んだらうか。わたくしは手をもんで、感謝し、

「今日はじめて人君を息子にもつことの徳というものを知りました。窮屈な目に遭って生きる甲斐もあるというものです」

と申し上げた。

ところが、運悪く、先王を失い、その悲しみの中で、この『奏稿』のことで禍乱が始まって、はなはだきに至っては、帳々篇々にお添えになった御製の序文を除こうということにまでなってしまった。これは、上にはお父上に対する侮辱であり、下にはわたくしの身を逼迫させて、また先王も侮辱をお受けになることではないか。先王がご存命ではないにしても、そのご子息が今上でいらっしゃる上は、このようなことが行われるなど、万古にこうした時節と、こうした世変がいったいどこにあるだらうか。

仲父のことでも、最初に流罪になったとき、おことばとしては、

「反逆の意志も異を唱えるつもりもないのはわかっています」

とおっしゃり、

「壬子の年（1792）の『不必知』の事件は『莫須有』の故事のようなものであつ

て、もともと罪とするまでもないことで、将来は必ず免罪となりましょう」とおっしゃって、まして近來はたびたびお褒めになることもあり、無罪の人と異なるところはなかった。外家のことはいつも、

「甲子の年（1804）に大事を遂げた後、いっしょに無実を雪ぎ、母子の恨みを一挙に晴らすことにしましょう」

とおっしゃって、庚申の年（1800）の二月には、

「きょうは一人を赦し、あしたはまた一人を赦し、人は逼塞する人がなく、家は廃される家がないようにして、天下が平和で活気があるようにしましょう」

とおっしゃった。甲子の年（1804）までにはつぎつぎとわが家の恨みを晴らそうとして骨を折ってくださったが、わたくしが、

「甲子の年には、わたくしの歳は七十です。わたくしが七十歳まで生きるのとはとてもむずかしく、きょうのおことばどおりにならなければ、どういたしましょう」

と申し上げると、先王は大声を出して、

「わたしがどうして七十歳の老母をだましましょう」

とおっしゃったものだから、わたくしは甲子の年をまるで金石のように待ち焦がれていたのだ。

ところが、わたくしの運命ははなはだしく険悪で、千百の努力が一事として実を結ばず、わが身の運勢とわが家の酷禍はこのような状況にまで立ち至ったのである。これは昔の歴史書にもないようなことで、わたくしは一時でも生きながらえて、この身にいったいながあるというのであろうかとは思いつつも、新王が今はたとえ幼くとも、仁孝でいらっしゃることは先王にそっくりで、成長なされたあかつきには、きっと父王の遂げられなかった志を成し遂げられるようにと、昼夜、天にお祈りするばかりである。

甲子の年（1744）の国婚²⁰の後、お父上はそれまでとは立場が異なるようになって、科挙を受けまいとなさったが、ソナビたちが議論して、

「国舅の立場は特別のものであっても、廃科するというのはけしからん」

というので、受けて、甲子の年の十月には及第なされた。大朝は期待も大きかったことから、おおいにお喜びになり、小朝もまだ幼くはあったが、

「妻のお父上が科挙に及第なされた」

と、お喜びであった。

そのおり、慶恩²¹)と達城²²)の二つの家の人びとで文科に及第する者がなく、初めて外戚の家の者が科挙に及第したのをご覧になって、仁敬、貞聖のおふたりの聖母は、

「あいやけが及第した」

とおっしゃって、わたくしを召して、特別に祝ってくださった。特に貞聖王后は、本宅が辛壬の禍変²³)に遭ったために、老論に与することが格別で、お父上の及第を喜ばれたことは、ご自身の親戚以上のものがあり、そのとき、恐縮して、感謝したことが、あたかも昨日のことも思われる。

世間はなにも知らないで、お父上の境遇が外戚であることによってもたらされたものと考えたが、実はそうではない。癸亥の年(1743)の春に、お父上が成均館の掌議として崇文堂にお参りになったとき、その奏上し、進退する様子をご覧になって、英廟はおおいに奇特にお思いになり、宣禧宮のもとにやって来られ、

「きょう、世子のために大臣ひとりを見つけました」

とおっしゃった。宣禧宮が、

「それはいったいだれのことでしょう」

とお尋ねになったところ、

「掌議の洪というものです」

とおっしゃり、さらには、

「この人のために謁聖文科²⁴)を設けるか、あるいは科挙にするか、気が揉めてしかたない」

とおっしゃったということだ。

これは宣禧宮がわたくしにお教えくださったことだが、これで見ると、お父上の御おぼえというのはすでにソンビのときに得たもので、早々と政丞の器として囑望されていらっしやっただの。世子嬪選びの際には、わたくしのほかにも候補となる処女もあって、わたくしがたとえ昔の宰相の孫女であったにしても、その祖父は今や存命ではなく、ただ一介のソンビの娘に過ぎなかつたから、はたしてわたくしが世子嬪に選ばれたのは意外なことであった。聖意はわたくしを愛されただけではなく、わがお父上を国家の大用に当たる臣下と見なされ、わたくしがお父上の娘であることによって、ますますわたくしを選ぶことをお決めになったのであったろう。

お父上はたとえ外戚になられなかつたにしても、ご自身がありあまる人望と才能

を兼備していらっしやったから、どうして位を極めずにいらっしやったであろう。むしろ、わたくしのために、一身を自由に処されることもなく、古今にないわざわざをみな経験なさり、結局、おびただしい讒言が現われ、困難に遭遇し、恨みを抱いて、寿命をお縮めになってしまった。それゆえ、外戚となられた利益は少なくて、むしろその害の方が多く、これがみなわたくしを娘としてもった因縁からであったから、わたくしの一生は罪深いといわねばならない。まことに恨めしいかぎりである。

お父上は及第なさって後、英廟の御おぼえはますます盛んで、官職もどんどん上がついて、銭穀のこと、甲兵のことを扱い、朝廷のこと、国家のことすべてにお当たりになった。お父上の公平さとまごころ、才能と達識とは、事ごとに英廟のお心にかない、一つ一つが規矩に違うことがなく、二十余年ものあいだ将相にとどまり、職責を果された。百姓の利害と全国の苦楽を自分自身の身体のことのようにご存じで、内外の弊害をお匡しにならないことはなく、その施行された取り決めごとは今に至るまで遵行されている。君臣のあいだの緊密なることは千古にまれなほどであり、これもまた、ご自身の忠誠と才能が人に過ぎていなければ、どうしてこのようでありえたらう。

その後、ご自身の遭遇されたことは限りなく悲しいことで、讒誣の至らざるところなく、一、二の虚妄なることばによって、失脚されてしまったが、三十年もの長きにわたって国家に尽くされ、その結果が思わしくなく国を病ませたというようなことはなく、失政によって百姓に害を与えたというようなことは今に至るまで一つもなかったはず。知識ゆたかな士大夫はもとより、ソウルの軍民から地方の愚氓に至るまで、お父上の徳を思い、恩恵に感激しては、今に至るまで、

「洪政丞がいなければ、国家はきつと支障を来したろう。われわれがどのようにして生きながらえることができたか、おぼつかないものだ」

といっている。これはわたくしひとりの思いではなく、児童や走卒をつかまえて尋ねても、お父上のことを近世随一の賢相であると、きつと答えるであろうから、これがどうして一時の権勢をほしいままに食った人の受けることばといえようか。

ご自身が成就なさった数多くの事蹟は世間がみな知っていることであろうし、また先王が『奏稿序文』にお書きになったことでもあるので、ふたたびそれを記録するようなことはすまい。ただご自身の遭遇された無実の罪についてだけ、その大略を取り上げ、お父上が凶誣をお受けになった始終と曲折について、以下にいろいろ

の条件を上げておこう。

あらためて言及したいわけではないが、だいたいもし景慕宮のご病気があれほどひどくならなければ、なにごともし起こらなかったのだ。英廟が審問なさったとき、もしお父上自身が小朝をけしからぬと考え、例の米櫃を取り出して、英廟に、

「かくかくしかじかに処分なさいませ」

と申し上げたとすれば、夫は父親より重いではないか。たとえ父娘のあいだであったにしても、また、たとえわたくしがいくら無知な女であったにしても、そうした義理はわきまえており、そのとき、どうして夫の跡を追って死のうと考えなかったであろうか。あるいは、自死を決断できなかったにしても、わたくしはどのようにして父娘の情理を耐え忍ぶことができたろうか。あるいはまた、先王がどうして辛卯の年（1771）のハンブルのご命令²⁵をお耐えになることができず、人々の上疏に対して英廟のご命令を引用して、お父上の無実を明らかになさったのだらうか。また天道がこのことを知ることがあったとしたら、お父上がどうして子孫を残すことができ、わたくしなどが今にこうして四十年ものあいだ世間にとどまって、子孫の孝養を受けることができたろうか。

そのとき、国家は危急のときにあったものの、お父上がよく周旋なさり、わが家の滅亡のことなど二の次にしてご尽力なさったからこそ、先王はやつとのごことで安泰だったといえよう。絶体絶命のときに当たって、お父上は痛哭、泣血しつつも、先王を救護し、この国が今日あるがままに保とうとなさり、英廟はまたお父上を信頼して、先王の保護を委託なさったのだ。そうでなければ、英廟がああもお怒りになって、ご子息に対してあの処分をなさったときに、孫に対してもその処分がどうして及ばずにすんだらうか。もしそんなことにでもなっていれば、当日の議論と後日の公議はどのようなものになっていたかわからない。そのとき、お父上の首は陛下にさしあげたも同然で、世孫もろとも滅びてしまうほかにない状況にあったが、世孫のお生命だけでも救うのが宗社のためには正しいというのが、識者を待つまでもなく、判断できることであった。

先王はいつも、

「外祖の忠誠は古人にも探すのは容易でないほどです。しかし、世人のそしりを恐れ、わたしはあえて忠であるとか、功であるとかのことはをいわず、ほめることなく、そしることもしませんでした。外祖は目の前では愚かしい人であるかのように振る舞って、あの韓鑰²⁶のようなけしからぬ輩によって罪に陥れられて

しまった。これはやむをえぬことであつたとはいえ、千百万も妥当なことではなく、わたしの次の代からは、外祖の功績をたたえるために、贈り名を改めて忠の字を用いることにしてほしい」

と、何千百回となくお話しになり、これはまた嘉順宮がお聞きになったことでもあつた。今、先王がいらっしゃらないからといって、秋毫、嘘などつくものではない。

先王は思い立って、十年がかりで『奏稿』を作ることとし、その苦勞をお願いにならず、昼夜みずから編集なさつて、お父上の文章を刊行して、世人の目にすることができるようになさつた。これはお父上の事業と経綸を賞揚するだけではなく、ご自分の外祖父に対するお気持ちと、外祖父がご自分を保護し宗社を平安に保つた忠誠と功績を、世間みなに知らしめようとするものであつた。それをお側近く仕えていた臣下たちでだれが知らないであろうか。

それでもなお、あの年のことを雪辱するのに十分ではないといつも心配なさつて、あらためて話しを蒸し返すのはむずかしいとお感じになりつつも、年譜のみずから編集なさつたときには、壬午の年（1762）の五月十三日の条には米櫃をさしあげた時刻までお書き入れになつた。お父上が三都監の提調²⁷⁾として、葬礼の始めから最後まで忠義を尽くしてお勤めになつたことをお書きになって、

「文集に壬午の年の上疏をどうして入れないのか」

とお尋ねになつたが、兄弟たちが、

「あの年のことを今おおよげの文字にあげないのが妥当かと思ひ、削除いたしました」

と申し上げると、先王は、

「それは必ずしも道理ではあるまい。本心と事実とがあの上疏にはこめられていて、ぜひとも入れるがよかろう」

と、何度もおっしゃつた。まもなく禍變が起こつて、うやむやになつてしまつたが、辛卯の年（1771）のお手紙²⁸⁾を手に入れて後、先王ははなはだお喜びになつて、

「『東宮日記』に書き入れよう」

とおっしゃつて、年譜にお入れになり、わたくしなどには、

「わたしが目撃したことが文字となつて、一帖が年譜となつています。これで千年の証拠となつて、恨みは残りますまい」

とおっしゃったのだった。

もしあの年のことにお父上がすこしでもかかわりがあったとすれば、とてものことに、先王のことばがどうしてあのように穏やかであって、こうして『奏稿』と年譜をお作りになる理がどこにあるだろうか。ご自身の手を下さず父子の義理を守ろうというのは無理もなく、景慕宮のためにかえってはまだ尽くせないことがあるはずなのに、どうして父子の真正の義理に背いてまで、外祖父のことだからと容認なさって、心配はいうにおよばず、このように称賛すらなさることがあろうか。この一事はいつその励ましとなるものであった。

お父上については、甲辰の年（1784）に三つまでみな無実を晴らすことができ²⁹、わが家についていえば、誣告しようとしてもどんな傷もなく、また、世間の侮辱を受けたにしても、これがほかでもない、甲辰の年に晴らされたはずの遠い昔日の話によって、世間にこうしたことがどうしてあるのだろうか。

大抵、あの年のことでは二つの議論がある。そのうち一つの議論は、あの年に大処分をなさったことは公明正大なことであって、英廟のご立派な聖徳と大業をたたえ、天地に誓ってけっしてまちがっていなかったというものであり、もう一つの議論は、景慕宮はご病気ではなく、無実の罪によって、ああいう事態に立ち至ったというものであった。

最初の議論では、景慕宮が真実どのようなお気持ちで罪されなさったかを無視していよう。英廟のご処分が、どのような敵国であっても平定すれば功業として称賛されるというのと同じなのか、そうすれば、景慕宮はどのような取り扱いとおなりで、また先王はどのようなお立場に立たれるであろうか。これでは景慕宮と先王のおふたりに対してお気の毒であろう。

二つ目の議論では、英廟は讒言をお信じになって、東宮をあの状況に追い込まれたということになり、景慕宮のためには罪を雪ぐことになっても、英廟のためにはまたどれほどの失徳となることであろうか。

こういったにしても、ああいったにしても、三代の王のために失礼であることは一様であって、二つの議論はともに実情でないことは確かであり、わがお父上の数次のことばのように、景慕宮ははっきりとしたご病気であったのだ。そうして、たとえご病気であることがわかっている、それを放っておかず、お身体の危殆なることと宗国の危機が一呼吸のあいだにあったために、英廟は哀痛極まりのないお気持ちで、やむをえずに、その処分をなさったのだ。景慕宮にあっても、正気でない

らっしゃるのならばまことの過ちとなるものであっても、正気をすでに失っていらっしゃる、ご自身のなされたことの善悪をご自身でご判断できない、そうしたお患いであったことが限らない悲しみであったというべきで、景慕宮にもどうしていささかでも失徳があったといえよう。

実情というのは以上のものであり、いつてみれば、英廟のご処分もやむをえずになされたことであり、景慕宮のお遭いになったことも致しかたのないもので、先王もまた、一方では哀痛し、また一方では義理をお思いになった。もし実情にも違わず、義理にもかなうことをいおうとすれば、英廟のご処分をご立派だと称賛すると、景慕宮には罪があったので処分されたとすることになり、また景慕宮を擁護しようとするれば、英廟は無慈悲であるという科をおしつけることになるのであって、二つの議論は三代の王をみな罪人に仕立ててしまうことになる。

一方、英廟のご処分は公正なものであったとして、お父上にだけ罪をかぶせ、役人が思慮もなく一物をさしあげたということにすれば、これは英廟にも精誠であり、景慕宮にも精誠になることにはなる。しかし、これはあの年の事件をもって、人を陥れる落とし穴にしようとするもので、三十年來のわたくしの悲しみとなったことを、あの者たちは人に害を与えようとして今さらに奇計を練り、おのれの出世の糸口にしようとしたのであって、痛憤の至りである。

現在、先王もいらっしゃらず、凶徒どもは初めてわが物顔に振る舞えるようになったものの、わたくし自身を亡き者にすることのできないのを憤って、わたくしの兄弟に惨禍を及ぼし、お父上を国家の教書の文章の冒頭に載せて、逆魁にしたてあげたのだ。いかにわたくしが歴代の史記に無知であるにしても、先王の母親が存命であるのに、その父親を逆賊だと教書の文章にいい、八方に広める凶悪なる輩というのは、いかにせちがらいこの世間にもないものではないか。

また、辛酉の年(1801)の六月に啓辭³⁰がさし出され、その中には罪人である楽仁の姉妹も逆賊でないとはいえないとあったが、楽仁の姉妹とはいったいだれをいっているつもりなのか。これははっきりとわたくしのことを逆賊だといっているわけであり、世変もここに極まり、臣下の節度というものがまったく滅びたというしかない。昔の人のいう痛哭流涕というのでは十分ではなく、むしろ茫然とするばかりである。

だいたい、お父上が不幸にも困難に遭われたときも、長く朝政に当たられて、恩顧と優遇はおのずから格別であり、引退しようというお気持ちはあったものの、朝

な夕な宗社のことを耽々とご心配になり、世孫のご幼少なことも気掛かりであったから、わが身を自由にできず、心ならずも弥縫して、古人の進退をまねることがおできにならなかったのであった。もし朝野に率直なる人物がいて、お父上の本心を推し量らず、大臣としての凜然たる忠節がないと是非したなら、ご自身もまさに笑ってうなずかれたことであろう。

わたくしとてどうして心に含むところがなかったろうか。わが家は何世代にもわたって仕官して来た家柄で、門運が隆盛なるときに当たっては、子弟が続けて科挙に及第し、一門はいよいよ盛んで、権勢をふるい、人が腹を立て、鬼神がそねむのも不思議なことではなかった。しかしながら、今になって思えば、栄華の地位を利用することなく、実直にも科挙を受け、職務に務めたことが千万の悔恨となるもので、意外千万にも陥れられてしまい、この現在の状態にまでなってしまったのはまことに恨めしく、盛衰と禍福とは環をなしているというしかない。かつて盛んであったものが、すっかり衰えてしまい、はたしてこの無実を晴らし、禍を転じて福となすことができるのか、泣血して、天に祈るばかりである。

己卯の年（1759）のご結婚³¹⁾の後、亀柱の家は貧寒なソンビであったのが、一朝で尊貴となり、わが家とぎくしゃくするようになって、不安なことが多くなったものの、わがお父上が、

「二つの外戚の家がたがいによしみを通じ、喜びと不安をともしよう」

とおっしゃって、すべてについてご指導になることと、周旋して失態が現われないようになさることが、委曲を尽くし、懇切であり、一所懸命であった。それを、あの家でも初めのうちこそありがたいと感激していたものの、あの者たちの立場が強くなるにしたがって、しだいに凶心が芽生え、最後には仇敵となるに至ったのだが、こうしたことがいったいどこにあるか。

だいたい、亀柱の父というのは品性が卑しく、陰険であり、亀柱はそれに輪をかけて、悪気ばかりを集めたのか、背徳を厭わない凶悪な人物であった。初めて外戚となった後、慶恩の家³²⁾のように立派に振る舞っていれば、だれも咎めなかったろうが、その者はもともと忠清道の人として、湖中³³⁾の奇怪な議論になじんでしまっている上、亀柱の堂叔の漢祿というのは觀柱の父親で、いわゆる南塘の弟子といい、みだりに学者を自称しており、亀柱などはそれを信奉すること神明のようであった。その者たちの論ずることといえば、外戚としての本分を守ることなく、しだいに墮落して、慢心し、なにごとにも中途半端で、尊大に振る舞う様子が気障り

なことが多く、世間の者でだれが笑わなかったであろうか。

わが家が代々宰相の家で、先に外戚となっていたこともあって、わが家はその者たちを嘲笑していないか、軽侮していないかと疑ったり、憤ったりしていた。庚辰の年(1760)から辛巳の年(1761)にかけて、東宮のご病気がしだいに猶予できない状態になって、英廟がその者たちを新しい外戚として過度にお近づけになったので、亀柱などの凶心が起こって、

「東宮のご失徳があのようにでありながらも、打つ手もないようでは、必ずや今に大事が生じよう。そうなれば、東宮の子を次に立てるのは妥当ではあるまい。そのときに、国家にほかに王子がいなければ、結局養子を立てることになって、われわれが外戚として、将来に至るまで富貴を保つことになろう」

といいながら、あの者たちの議論は燃え盛ったようであった。ところが、わがお父上へのご寵愛はこの上ないものであったから、世孫をそのままお立てしようということにでもなれば、あの者たちの欲心のままにはならなくなる。そこで、辛巳の年(1761)、亀柱は二十そこそこの若者に過ぎない分際で、あえて英廟に封書をさしあげ、お父上を害そうとはかり、鄭翬良³⁴まで陥れようとした。英廟はおどろいて、中宮殿に、

「こんなことがあってはならない」

ときつくおっしゃったが、これは東宮の関西微行³⁵)を、お父上は諫めず、鄭は大朝に報告しなかったというでっちあげであった。これはお父上だけを害そうとするものではなく、小朝の失徳を大朝に密告しようというもので、このような凶悪な心をもったものがほかにどこにしようか。

李啓興の姉の李尚宮が大朝の寵を受け、そのときいつも大朝にはべっていて、大朝と小朝のあいだを調停することが多かったが、その日、封書を見ておどろき、憤って、中宮殿に、

「お宅ではどうしてこのようなことをなさるのか。ご覧になりましたか」と申し上げ、

「急いで文字を洗い流しましょう」

と申し上げた。そのときから、その者の凶悪なる心がわかって、お父上が憂悶し、お嘆きになるのを見ることが多くなったが、もちろん、小朝にもお告げになることができるような事柄ではない。

もともとわが家があの者たちと事をかまえるつもりはなかったのに、あの者たち

のつもりでは、自分たちが王の舅の家であり、東宮の外戚にどうして及ばないことがあろうと考えて、妬む気持ちと、わが家を除こうという計略が日に日にはなはだしくなったおりしも、あの年の処分が行われた。これでは世孫も無事ではすまず、養子を定めることになるやも知れず、それで、自分たちが王の外戚であることを口実にして、一挙に洪家を滅ぼそうという計略だったのだ。ところが、結局のところ、世孫はそのまま東宮とおなりになり、わが家は安泰、お父上も大臣の位におとどまりになったから、あの者たちの憤ったことといったらなかつた。

その際、千古にないような不道かつ凶悪な言辞をもてあそび、英廟のお心を攪乱して、世孫を廃そうという計略をめぐるしただが、そうした凶悪なる言動をあの人たちはどうしてしたのだろうか、それらはわたくしの筆をもってとうてい書けるものではないが、克明に書き記しておかなければ、後世の人びとがどんな凶悪な言辞であったかわからず、疑問にも思うだろうから、書きしたためるのである。

あの年の後、金漢祿が洪州金氏の集まりにおいて、

「世孫は罪人の息子であるから、王統を継承するべきではない。太祖³⁶⁾の子孫であれば、だれが継承してもいいではないか」

といったというのだが、これが世間に伝わる十六文字の凶言である。そのとき、大勢の金氏たちがみなこれを聞いていて、流れた噂は狼藉たることばとなって、とても口にできないようなものであった。わたくしがそれを聞き、世孫もそれをお聞きになったが、恐ろしくは思いつつも、事の重大さに、かえって、疑心暗鬼であったところ、近年になって、先王がわたくしに、

「あのころ、漢祿や亀柱などの輩の凶悪な言動については、終始いぶかしく思っていました、今となって、本当だったことがわかりました」

とおっしゃったのに対して、わたくしが、

「どうしておわかりになったのですか」

とお尋ねしたところ、先王は、

「伝え聞いたところでは、洪州の金氏の集まりでそのことばがあったそうです」とおっしゃった。

おりしも、玉堂³⁷⁾に通う金履成が当番で、事のあらましを知っているようで、その者におだやかに尋ねたところ、

「隠し立てせずに、率直に申し上げましょう。わたくしも連れられて行って、そこにおりましたが、最初はよそよそしくされて、なかなか打ち明けてはもらえま

せんでした。後になって、ようやくその中のひとりが打ち明けてくれたところでは、漢禄がそのようなことをたしかにいったそうです。かれ自身それを聞いて、他の集まった大勢の金氏もそれを聞いて、すぐに一門の長である金時繁にこのことを告げたといいます。金時繁は聞いて大いにおどろき、亀柱や漢禄の今回の逆節は明白で、子姪どもをきびしく戒めて、忠と逆のけじめをわきまえるようにさとしたというのです」

と申し上げたそうだ。先王は、

「このことは漢禄だけから出たのではなく、実は亀柱から出た議論でもあり、それには明らかな証拠があつて、事実に違いありません。こうしたことがどうしてありうるのか、これをいってみれば、どんな状況になって行くか予断は許されず、今はだまって、この成り行きを見るのがよろしいでしょう。今のところ、その者たち自身が恐れているので、しばらくは放っておいて、のんびりとかまえ、急々な変を起し、深い恨みを残すようなことは控えた方がいいと思います」

とおっしゃった。また、

「あの年の事件の後、だれそれを養子にしようと議論したこともあつたようですが、それがみなこの凶言から出た計略であつて、もしその者が一国に君臨して、百僚に厳対するようなことになっていけば、こんな凶悪なことがどこにあるでしょう」

とおっしゃり、さらには、

「考えれば考えるほど、あの者たちの逆心と凶言には鳥肌が立ちます」

とおっしゃった。

観柱を東萊府使に任命なさったとき、

「ことばにできないような重大な局面だ」

と、わたくしなどにもおっしゃったが、この者たちの凶逆を先王がどうして洞察なさらなかったであろうか。先王が以前から察していらっしゃったからこそ、丙申の年(1776)に亀柱を処分なさったとき、ご命令には、亀柱の罪をただ些少で、小さなものしか上げず、その他は「まことに語るに忍びない」とあつたのだった。その「語るに忍びない」とおっしゃったのは、この凶言のことであつて、丙申の年以前であつても、ご存じなかつたのではなく、金履成の話しをお聞きになつた後は、ますます明証を得ていらつしやつたのだ。

古より、別系のみ子を推戴して国家の根本を動揺させようとする逆賊が多いが、

わが朝鮮朝においては、孝廟以後の六代の血脈を継ぐのがただ世孫お一方にだけであるのにもかかわらず、あの者たちは誤り、一時の富貴を貪ろうという欲心から、六代の血肉を亡き者にしておもうとしたのだった。こともあろうに、「太祖の子孫である」などと触れ回って、どこの馬の骨ともわからない者を連れて来て擁立し、国家を思いのままにしようとしたのであったが、万々古来の天地のあいだにこうした劇逆かつ凶悪なる賊どもがまたどこにいるであろうか。

わが家とわが父上を害そうというの、みなこの凶言を経て生じたことであった。漢祿の凶言はしだいに伝播して世間こぞって知るところとなったものの、その計略はなかなか実現されず、忌まわしいことばどおりには事が運ばない。そのときになって、いわゆるソンビと交わって、両班らしく振る舞い、高尚な議論を張ろうと大騒ぎして、死を厭わない者たちなど、ソウルか田舎かを問わず、文も武もひっくるめて、遊談し、喜事する者どもを集めた。財貨をちらつかせ、義侠心をくすぐり、人の身体をつかまえ、引きずって集めたものの、その者たちはといえ、根っからの田舎者、あるいは微賤かつ怪奇な輩たちで、一生のあいだに一度も富貴な門庭を眺めたことのなかった者たちばかり。

これらの者を豪華な食事で暖かい衣服で厚くもてなして、銭を求めれば、銭を与え、米を求めれば、米を与え、急病人が出れば、人參や鹿茸など高価な薬を与え、だれか婚姻事や葬式があれば、その葬礼を執行し、婚礼を行った。財貨をすこしも惜しまず、その者どもが死生において忘れえぬ恩恵をほどこし、いたる所で立派な士類、外戚と称賛されるよう、湯も火も避けずに勤めたが、これがすべて漢を篡奪した王莽の人を集めた計略であって、畢竟するに、亀柱はわが家を攻撃するつもりだったのだ。

お父上は地方から御營庁に献上された銅銀を幾万両となく蓄えて置かれたが、鰲興がこれをことごとく出して、亀柱といっしょに散財し、お父上を殺そうとする軍を募る資金に充てようとした。世間にこうした笑うべき、奇怪なことはなく、先王はこの話しを親しい朝臣などになさっては、

「まったくもって、名案というべきだ」

とおっしゃっていた。

亀柱の輩が企んで、高い官職を得ようと、懸命にわが家を滅ぼそうとしたものの、たとえわが父上に過ちがあったにしても、二つの家が相争うには当たらないことで、かれらに不利であったり、かれらに逼迫するようなことでもあれば、普通の

人情としてわが家を嫌うようなことがあるのもわかるが、こちらは初めからかれらに対して恩恵をほどこすことはあっても、恨みを買ういわれはまったくないはずで、細かく詮索しても、どうしてこんなことがありうるのかわからない。あの者たちが凶謀と凶言でもって、東宮の地位をゆきさぶろうとしたにしても、英廟は世孫を相変わらず慈しまれ、お父上を頼られ、待遇は以前と変わることがなかったし、世孫もようやく成長なさって、王世子の位はいよいよ堅固なものと思われた。

安心しきって、油断していたところ、千万々に意外にも、己丑の年(1769)に別監の事³⁸⁾が生じ、先王がいまだ心幼く、外祖父と老母がご自身のために苦心し心を砕いているのを察することがおできにならず、一時の怒りによって外戚を疎んじて、わが家と厚謙をお嫌いになった。亀柱はこの機微を知って、その時を利し、賊こそ逆に杖をふるうという諺のとおり、自分たちこそ東宮には忠実で、お父上は恩彦君や恩信君などをかわいがって、東宮には不利をはかろうとしていると告げ口をして、東宮にもおもねり、世間にも

「洪家が東宮に不利をはかるので、東宮も洪家を薄待なさるのだ」といいふらした。世間ではにわかにならぬ官吏になろうとする輩と利を貪って時勢に迎合しようとする者たちが集まり、十学士とかなんとかいって、同時に一団となり、お父上を害そうと企んで、庚寅の年(1770)の三月に清州の者で韓鎔という者を得て、凶疏をさせたのであったが、これはもちろん亀柱が首謀者としてやったこと。韓鎔というのはまったくの田舎者で、土着の両班といいながら、その班名も実は定かではなく、文字も知らず、愚昧かつ獐猛、尋常な人物ではなく、士類とはとうていえない田舎の愚民に過ぎなかった。

そのとき、英廟は宋明欽と申暲に激怒なさって、ご自身が四十年の苦心で到達なさった蕩平の世を学者たちがなじるのはけしからぬとして、宋と申に罪をお与えになった³⁹⁾。また、『裕昆録』⁴⁰⁾という本をお書きになって、学者どもが国を過つのを戒めになり、後継の王が学者を重用しないようにという趣旨をおこめになったが、これは極端に走られたので、だれが憂慮しないでいられたらうか。とはいえ、八十歳の老王が極端にお走りにならざるをえなかったのは、たとえてみれば、一般の家の老親が子弟たちが弥縫しようとしていることを情けない思いで心配しているありさまといえようか。

そのとき、お父上は英廟を激怒させようというつもりはなく、本心はだれもわからなかったが、世間に『裕昆録』を頒布して、目前の事態を無事にすませようとな

さつたに過ぎないが、しかし、遭遇した時があまりに悪すぎたといえよう。お父上としては、実は東宮だけを保護して、国家の根本を固めれば、そのほかのことは、老人が一時の過ぎた振る舞いをどうしてする必要があったろう。後にはきつと正すときが来るというお気持ちで、根本では「過ちを観て、むしろ仁を知る」と観念して、すべて東宮のためだけに苦心なさっていた。

そのときに、『裕昆録』のこばを使って上疏すれば、立派な意見といわれようと、韓鎰という輩を、だれかがそそのかして、

「おまえが『裕昆録』のこばでもって上疏すれば、賢人だということになって、将来はきつと官職について、兩班にもなることができよう」

といったものだから、この愚昧な男はそのこばをすっかり鵜呑みにしてしまい、それで、忠義者をよそおい、二の腕に文字を忘れぬように書き記して、『裕昆録』のこばでもって上疏しようと、ソウルに上った。この男は沈儀之と親しく、儀之はまた亀柱の党派で、亀柱は一味が欲しくてしかたがなかった状態だったから、この韓鎰を引き込むことにし、『裕昆録』のこばも話して、

「現在、洪某が長く政丞として権力をほしいままにしており、王さまもこれを厭い、東宮にも失礼を犯したのに、反省の色も見えない。世間もこぞってこれの失脚を望んでいるものの、だれも出頭して上疏しようというものが無い。おまえがもし上疏して、洪某を論駁すれば、立派な手柄となり、官職にもありつけることであろう」

と、しきりにそそのかした。さらには、韓鎰が旅宿で休んでいると、その下人にいいふくめて、韓鎰の旅宿にやり、

「ここに清州から上京した韓生員がいるであろう。領議政大監を上疏して、事を起こそうという者であり、速やかに捕えるために来た」

といわせ、あるいは顔を指差して、

「そのソンビを追放して、ソウルに滞在させないようにせよ」

といわせて、何度も挑発し、鎰という者の愚鈍な憤りをかきたてさせた上で、儀之があいだに立って、甘言で利を説き、

「この上疏によって、おまえは直節の士ということになり、その身は榮華に浴するであろう」

とたらしこんで、上疏するよう仕向けたのであった。

その者自身は自分が生きるか死ぬか、正しいか誤っているか、なにひとつわから

ずに、そうした凶疏を行ったが、そのとき、鄭妻は鄭妻で、養子の厚謙にそそのかされ、わが家を除去しようと、自分たち母子が内外で重い権力を握っていることを確かめた上で、亀柱に加勢して、お父上を讒訴すること、至らざるところはないほどであった。そのため、英廟のお心も七、八分は変化して、庚寅の年（1770）の正月には、たいしたことでもないことで職を免じられ、格下の領府事に叙用され、臨時に金致仁が領議政となって、三月が経ち、ここにようやく英廟の寵愛の衰えたのを知ったのである。

当初、王さまは鑰の上疏をご覧になって、おどろきはなさったものの、左右の者の不届き者だということばにご同意になって、鑰についてはすぐに刑を与え、島流しになされた。しかし、お父上はこれによって、隠居を命じられ、終始かばおうという英廟のお心であったのに、平生の恩顧と優遇とが一朝でこのようになってしまったのは、意外千万なことであった。

それ以後というもの、わが家はうまくいなくなり、お父上は朝廷に出仕なさることなく、亀柱がひとえに権勢を得て、中では厚謙を頼み、外では党派の人間といつしょに昼夜となく謀議を行って、先王を害そうとしたが、そのおりの危機について、どうしてまた記録できようか。

庚寅の年（1770）の冬に、崔益男という者が上疏して、

「東宮がいまだに思悼世子のお墓参りをなさっていないのが、気掛かりでございます」

といい、

「これは首相の金致仁の罪でございます」

と申し上げた。

お墓参りをなさるべきだというのはたしかに正論であったが、そのことは、時局がら、臣下から訴えるような筋合いのものではなく、ましてや、時の首相としては無視するしかない。それに、そのように上疏したものの、益男というのがもともと行実が不確かで、身分も賤しく、世間が後ろ指をさすような人物。もとはといえば鄭妻の舅の家の者で、間の悪いことにわが家にも出入りしていたから、面識があったが、亀柱などが具庠という者を使って厚謙をそそのかし、崔の上疏は洪家の指嗾だと讒訴した。英廟は、あの年のことはお父上自身がなさった過ちであり、また今は金致仁を除去しようとしているという、人にそそのかされた益男の上疏を真に受け、みずからたつぷりと尋問をなさった上で、洪家が使っていたたくさんの人々を

厳刑になさったが、眞実、洪氏は預かり知らぬことであつて、益男まで杖死したものの、畢竟、洪氏は累を免れることができた。

しかしながら、英廟のお心は最後まで解けず、あの者どもの殺意は火のようで、なんとか数か月を過ぎたころ、辛卯の年（1771）の二月に禍と禰のことで大きな変乱が生じたのであつた⁴¹）。

まず甲戌の年（1754）に禍が生れ、乙亥の年（1755）に禰が生れたが、貴賤の別なく、女子の気持ちとしてどうして妾にできた子を喜ぶことができたろうか。景慕宮のご病氣はしだいに極まって、またその母君も英廟のご寵愛を失つておられるときで、意外にもそのふたりの子が誕生して、わたくしはそれを嫉妬しようにも、その機会はなく、もともと仁慈柔弱であつたし、それに生れた子は賤しくとも、あくまで骨肉であつて、世話をするのもやむをえない。英廟は、このふたりの庶子は後日の禍根になるとして、きびしいおことばを発されたので、したがつて、わたくしが嫉妬などしては、小朝がいつそう困難な目にお遣いになるかと思ひ、じつと耐えて過ごしたのであつた。

英廟には、わたくしがその者たちを見ても平然としており、すこしも嫉妬しようとしないので、

「人情というものがないのだ」

と、きびしいおことばを賜つたりしたものであつたが、しかし、あの年の後というもの、その者たちを支持することはないにしても、あわれみを感じて、景慕宮の遣された骨肉として、人並みにはかわいがつた。その者たちが成人の後、独り立ちして宮廷を出ることとなり、英廟は、

「あの子たちはどうなるのか」

とご心配なさつたから、お父上は公平なお心から、景慕宮の骨肉であることを重んじ、英廟に、

「あのお子たちがようやく大きくなって、宮廷を出られることとなりましたが、なにぶん血氣がまだ定まらないお子たちのこと、いつか背いたり、だれかにそそのかされて、どんな変故が生じるかわからず、それが不憫に思われます。わたくしの立場がおのずと世孫に近いのは申すまでもございませぬが、わたくしが教諭して、あのお子たちが人となつて、道に背くことのないようにするのは、あのお子たちのためだけではなく、国家の福でもありましよう」

と申し上げた。英廟は、

「卿の心はまことにありがたく、感嘆するばかりだ。そうしてほしい」
とおっしゃって、また、

「あの子たちが、卿の教訓をよく守るか、心配ではあるが」
とお付け加えになったことであつた。

そのおり、われら子弟たちは、
「よくないことです。将来の禍根となりましょう」
といい、

「あの子たちにはかかわらない方がいいでしょう」
といって、お父上をお諫めし、あの子たちがやってくる、わが家の子弟少女たち
まで、これを避けて付き合わず、お父上が、

「避けてばかりで、付き合おうとしないのは、意地が悪いではないか」
とお咎めになり、

「あの子たちを公平な心で教育して、悪に染まらないようにしたいのだ」
とおっしゃった。また、

「わたしの立場を世孫はお疑いになるだろうか。世間にだれがわたしの心を理解
しないであろう」

とおっしゃったが、もし、お父上が末世の人びとの心を理解せず、不当なことをし
ようとなさつたのであれば、子弟であるといえども、これを諫めたはずであり、こ
のことによって大禍が出来するというのは、千々万々夢想だにしないこと、万古に
このようなことがどこにあつたらう。お父上だけではなく、清原⁴²⁾すらまたなん
ら疑うことなく、事情を酌量して、御輿を作つてあの子らに与えたではないか。清
原の心もまた怪しむべきであろうか。

あの子たちが宮廷を出たのはいいが、何度お父上が戒めになったところで、その
資質が変わるはずはなく、生れつき粗暴かつ愚鈍であり、なんら学ぼうとはしな
い。ただ自身の血筋を誇る気持ちだけを表に出し、宮中の不良の輩とともに悪さに
ふけて、教えることなど一分も身につけはせず、しだいにお父上とのあいだもぎ
くしゃくしていき、ついには、教えたり、しつれたりすることなどできないと、魁
をお投げになるしかなかったが、それが、かえって恨みを受けるようなことにも
なつたのであつた。

己丑の年(1769)からしだいにうとうとしくなつていって、庚寅の年(1770)に
は、お父上ご自身の遭遇なさつたことによって、郊外に隠居なさつたために、あの

子たちとも付き合いが絶え、お父上もあえて連絡をとろうとはなさらなかった。お父上は毎年、東山の栗をそれぞれのお屋敷にお贈りになっており、郡主へも洩らさず贈っていらっしやったが、辛卯の年(1771)の正月に、祖と禰にまでその栗をお贈りになっていたことで、初めて英廟がお怒りになり、二月初めに彰義宮におわたりになって、にわかに変が生じ、宮城の警護まで固めなされたのだった。結局、あの子たちは済州に流されることになって決着がついたものの、お父上以下、禍色は呼吸の間にあった。

そのとき、世孫は英廟のもとにいらっしやらず、漢者と厚謙が彰義宮に参って、即刻に処分なさるように仕向け申そうと、計略をめぐらせたが、亀柱はそのおり喪に服していたため、その叔父の漢者にこのことに当たさせたのだった。英廟のお気持ちは、わたくしが最初からあの子たちを人並みに世話したことも疑わしくお思いで、お父上があの子たちを教え導かれたことも怪しいこととお考えになった。益男の讒訴はわが家がさせたこととされ、あの年のことがもつぱらご自身のせいに帰せられるのを激怒なさって、ご信任の厚い亀柱あたりの讒言と、ご寵愛の鄭妻のそそのかしに乗って、この挙措に出られたのだった。

そのとき、世孫はおどろかれ、外戚のわが家のために、中宮のもとに行かれ、

「奉朝賀には王孫を推戴しようとしたという証拠もないのに、今、推戴しようとしたとして、処分されようとしています。何者かが人を憎んで、それを陥れて殺そうとするのをご覧になるようなことがございませぬよう、王さまをどうかお諫めください」

と申し上げなされた。この世孫のことばによって、漢者や厚謙のような輩の力が衰え、お父上はにわかにも禍を免れることがおできになり、清州に流されなさることになっていたのが、数日も経たずに、許されなされたのであった。

英廟は還宮になり、このことが私恨と計略によって出たこととされ、世孫に、

「二つの外戚がたがいに攻撃しあうようでは、国家の憂いは少なくない。わたしがこの輩の術中に陥るまいとしている道理をよく見届けるのだ」

と教訓なされたが、英廟はその明敏さによって、一時は目くらまされていらっしやったものの、すぐにその者たちの情状とこのことの虚妄であることをおさとりになったのだ。

世孫に対してそのようなことばがあつて、そのときは世孫自身のお力で目前の

急は逃れたものの、あの輩どもの殺意はいよいよ盛んではなはだしく、手勢を殺いではみたものの、もともと二つの勢力が両立するのはむずかしく、もし殺さなければ、後日の患となるのではないかと心配であった。韓鑰を二月に特赦なされたが、この鑰という者は最初人にそそのかされ、あの上疏を行い、官職にありついたりもするかと、わが身にいいことがあるのを信じたものの、刑問に遭って、絶島に流されてしまい、そのときになって、自分の本心ではなかったと、「自悔文」という文章をつづったのだった。

そのおり、金若行という者⁴³⁾が鑰の流刑の地に先におり、鑰と往来して、上疏した曲折を尋ねたところ、

「沈儀之や宋煥億の輩にだまされてあんなことをしたが、儀之などは金亀柱にそそのかされてやったのだ。わたしは田舎のソソビに過ぎず、『裕昆録』のことばを使って上疏などしたものの、その曲折をどうして理解していたろう。ここに流された後になって聞けば、わたしはすっかりだまされてそんなことをしたのだった。まったく後悔先に立たずではあるが、今の気持ちをつづって『自悔文』という文章を作ってみたので、見てほしい」

といって、その文章を出して見せたというが、その文章が世間に広まって、わが家にも伝わり、わたくしの目にも触れた。金若行の存否は今ではわからないが、このことでも亀柱が企んだことだという証拠がいつそう明白ではないだろうか。

この者が許されて、ソウルに戻って来ると、亀柱の一派はふたたびそそのかして、

「今回は危なかったな。おまえは特赦されたが、もう一度上疏すれば、もつといひことがあろう」

といったものだから、なんと、この者は八月にはふたたび上疏して、初めて例の一物⁴⁴⁾のことを話して、

「これをさしあげ、これを勧めた」

といって、お父上を陥れることばは悪辣極まりのないものであった。

英廟は、一物のことが持ち出されるに至っては、これを見逃がすわけにもいかず、忠清監營に流して、さらに死刑に処し、儀之もまた捕えて、

「一物とはなにか」

と、詰問なされたが、大胆にも、

「殿下がほんとうに一物の件をご存じないとは」

と申し上げたので、

「大逆罪である」

とおっしゃって、鑰に加えて、儀之も死刑にし、その妻子をみな流刑になさった。鑰にしろ、儀之にしろ、一物の件によって、極刑に処しなされたが、お父上もそんなことをおっしゃったと判断なさる理がどうしてあったろうか。

しかし、その者たちを死刑になさり、お父上にはきびしい命令を下して、

「この春以来、壬午の年の事件を醸成したのはだれだ」

と叱責し、さらに、

「職を免じて、庶人にする」

とおっしゃったのであった。

「壬午の年の事件を醸成した」ということばは、ほかでもない、崔益男⁴⁵⁾の上疏によってお疑いになり、激怒なされたことが根底にある。そのときのおことばでは、「壬午の年の事件を醸成した」という言い回しをお使いになったが、また「勸成した」という言い回しもお使いになり、鑰の上疏によって、お父上が一物をさしあげて「処分なさいませ」と申し上げたというのであった。おことばでは「勸成した」という言い回しで、一介の臣下のことばが王さまを動かして、あのような事態に立ち至ったというのだが、この疑惑をいったいどうして解くことができようか。それにしても、こんな悪だくみをいったいだれが行ったものか、このわたくしの記録はごく私的なものであるが、千古に無実を明かす証拠となるはずである。

辛卯の年（1771）の九月、お父上が罪をこうむって、文峰に蟄居なさり、先王は当時世孫のご身分でお手紙をお書きになって、

「だいたい、お祖父さまの国家のための忠誠は神明に照らしてはつきりしています。古人にまったく恥じることがないというのは、祖父と孫のあいだからいうのではなく、世間こぞつての公の議論であり、百代の後までも明々白々ですが、不幸にも、王さまは眩惑されなされて、今般の処分となってしまうました。お祖父さまを取り巻く情勢がはなはだ厄介なものであっても、わたくしは信じています。はたしてお祖父さまのことばが噂されるようなものであって、千奇百怪、驚愕すべきことがたとえ無限であっても、その本心を究めれば、そこには国家や公を思う心があるはずで。王さまのご命令は意外なものでしたが、お祖父さまの当日の忠誠は末長く万世に伝わることであり、なにを心配する必要がございましょう」

とおっしゃった。また、

「あの年の五月十三日の申の刻、あの忌まわしい物が焼厨房から運ばれて来て、お祖父さまはたいへんなことが起こりそうだと知って、文政殿に参られたところ、王さまは『出て行け』とひとことおっしゃるばかり。そこで退出して、王子の齋室の軒下に座っていらっしゃったのですが、そのとき、申の刻を過ぎてしばらく経って、お祖父さまが宮中において、気持ちも塞いでいらっしゃると聞き及んだものだから、わたしは清心丸を持って行かされたのでした。あの一物というのは、王さまがお思いつきになったことで、けっしてお祖父さまがお勧めしたものでないことは、この時刻の先後の成り行きを見ても、はっきりとしています。

その日の処分は、王さまご自身が、宗社のためだとして、みずからのお心でもって決断なさったことでした。子の立場であっても、義理は義理、とはいえ、哀痛は哀痛であって、哀しみはこの上なく、わたしは今に至るまで生きながらえてはおりますが、もし春の王さまのおことばのように、臣下が一物をさしあげ、王さまは臣下のことばをお聞きになって、処分なさったということになれば、王さまの失徳となるだけでなく、大きな義理というものがまた隠蔽されることになります。その大きな義理が隠蔽されれば、わたしがまたこの世に生きながらえている義理もなくなることになり、これがどうして困惑しないでいられましょう」

とおっしゃり、さらには、

「金漢者などに申し付けて、論じさせたいものです」

ともおっしゃった。このように、先王ご自身がご覧になったことで、時刻の先後を証明までなさったが、このお手紙のあった上は、お父上があの一物をさしあげなさったのでないことは明白であり、一物をさしあげなさったのでなければ、お父上のいったいなにが罪に当たろうか。

田舎の愚かな百姓どもがつまらない噂だけを聞いて疑うのは不思議なことではないにしても、亀柱というのは近い親戚でもあるのに、漢者におかけになったお言葉があのように丁寧ごくであったのを、終始、知っておりながら、誣陥を行った。この亀柱の禍根がなければ、どうしてこのようなことになったであろう。また、亀柱がたとえどんな立場であったにしても、鄭妻と厚謙を語らわなければ、さまざまの変怪を見ずともすんだことであり、外では亀柱が自分の徒党をひきいて計略を練り、内では厚謙がこれに内応して、表裏で力を合わせたのであった。

わが家では父兄の惨禍を救わんがために、わたくしが叔弟を勧めて、厚謙と交ら

わせたが、厚謙の本心というのは単純で、洪氏を除去すれば、自分に大権がすべて集まるのではないかと考えて、亀柱の輩の動きを聞き、みずからの私嫌も多少はあったから、それも合わせて、亀柱に荷担したのであって、心底から屠殺までしようという気持ちはなかったように見える。それだから、叔弟が頻繁に往き来して、交わりが厚くなり、婚姻も結ぶようになると、またみずから思うに、なんとしてもわが家は東宮の外戚ではあって、将来を考えると無下にはできない。それに、鄭妻というのは常がなく、朝夕に気の変りやすい性格が不安であったから、わたくしがその歛心を得ようとあの手この手で努めたところ、もともと深い恨みがわが家にあるのでもなく、しだいに打ち解けるようになった。

壬辰の年(1772)の正月には、厚謙はお父上の罪名も削除してくれ、亀柱の一党とはっきりと疎遠になったので、亀柱は内応を失って憤り、勝ち気な性格から、もう一勝負挑もうと、漢禄の息子の漢柱とともに、七月にみずから上疏を行ったが、万古の天地の間に、その立場にあって中宮殿のことを考慮せず、姑と嫁のあいだにこのような凶悪なたばかりをしてかした。この者こそわが家にとって不共戴天の敵というには足りず、国家の敵であり、先王の敵であり、また慈殿の敵というべきではないか。

この者たちの上疏には三つの条件が挙げてあり、その一つは丙戌の年(1766)の英廟のご病気の際の人参のことであり、一つは松節茶のことであり、一つは「如是如是」のことばのことである。

英廟のご病気のおり、一日に二、三両の人参をお用いになることが多かった。そのとき、内医院の都提調は金致仁であり、お父上は領議政であったが、お薬には羅参と貢参を半分ずつ混ぜていたのに対し、亀柱の父親が宿直所で医官を呼んで、

「王さまのご病気がこのように重いとき、どうして純粋の羅参だけをお進めしないのか」

といった。お父上はちょうど内局に都提調と同席していたところで、都提調などに、

「今は羅参の残りが尽きようとしているおりであり、もし羅参だけをお進めして、それがなくなってしまったなら、今度は貢参だけをお進めすることになる。

その方がよほど困ろう」

とおっしゃり、また、

「内医院のことは国舅の口出しすべきことではない」

とおっしゃった。もともとの事実はそのだけのことには過ぎなかったのに、内医院のことには国舅が口出しすべきではないということばにその父子が憤って、自分たちは忠誠極まりなく、お父上は羅參を惜しむ不忠者であると述べたもので、こんな馬鹿なことがどこにあるのか。

また「松節茶」のことはまったくのでたらめで、あらためて取り上げるまでもないものであり、「如是如是」のことについては、さまざまな曲折があるが、丁亥の年(1767)から戊子の年(1768)にかけてお父上が喪に服されたときのこと、清原が訪ねて来て、

「世孫が立たれたら、将来は景慕宮に王号を追贈なさることもあろう」といったことに端を発する。清原は近い親戚で、交わりが深かっただけではなく、ともに喜び、ともに憂う、親しい間柄であったが、これが国家の大事となってしまうものの、実際は、親しい交わりの中でそのようなことが話題になったまでのこと、お父上の喪が解けて、参内なさって、わたくしのところで、世孫といっしょにあれこれとお話しをなさったとき、このことを話されて、

「このことは口外せず、固く心に秘めておきましょう」とおっしゃり、世間と人心の危険なことに触れ、

「これは法にのっとって決まったことであって、己巳の年(1689)の遺族⁴⁶⁾や戊申の年(1728)の殘党たち⁴⁷⁾で、いまだに国を恨んで、国家の隙をうかがう者が多勢います。もしこのことに乗じてその凶徒たちが乱を起こすことになるのではないか、それをどう心配しないでいられましょう」

とおっしゃった。世孫にも、

「はたして、その心配が大きく、気が気ではない」

とおっしゃり、わたくしも将来の心配で、三人が上座下座に座り込んで、その追贈の話題にひとしきりふけたことであつたが、先王はお若いせいもあつて、なにとはなしにその話しを中宮のもとでもなさったものだから、亀柱がこれを聞いて、誣告して、上疏まで行ったのであつた。このような凶悪な人間がいったいどこにいますか。

たとえお父上が誤ったこととお話しになったにしても、あくまでも内々の話しに過ぎないのを、中宮殿で盗み聞きして、英廟に上疏し、あたかも先王のご意志でもあるかのように、追贈の事を取り上げたのであつたから、英廟が先王を不安にお思いになって、禍は先王を巻き込んでどのような状況にまで立ち至つたかわからな

い。これがお父上を陥れようとするだけでなく、その凶悪な計略でもって先王まで害そうとするものであつて、こうした陰惨な反逆が世間のどこにあるのか。

だいたい、お父上の立場であれば、先王に私的にお会いになるとき、どんなことばを遠慮なさらなければならなかつたであろうか。もし、お父上が、

「追贈すべきです」

とお勧めして、先王が、

「もし、それができなければ、如是如是、かくかくしかじかに」

とおっしゃつたとしても、それは無識なる幼い人のおことばに過ぎない。いわんや、

「追贈のことはお考えにならないように。父子の私情を絶つて、固く英廟のおことばをお守りください」

とおっしゃつて、末世の人心はあてにならず、世の中の変化は極まりないものであるから、深く、遠く、慮りをめぐらして、喩えを使って心配のやりとりをなさつたのであつた。そのどこが罪に当たるというのだろうか。人君に危亡が朝夕に迫っているのを告げるのに、盗賊がまさに起ころうとしていると、人がいったとすれば、それは君父を威嚇していることになるのであろうか。こんなことが世間にどうしてあるものであろうか。

これらのことは朝廷の記録にあつて、甲辰の年（1784）にお父上の無実を表明なさつた御教書にみなあることであるが、そのおおよそをいえば、その後、丙申の年（1776）に鄭履煥、宗煥億といった輩が行つた凶訴というのは、みな亀柱の上疏の余りを拾つたものであつて、これをあらためて取り上げる必要はあるまい。

辛巳の年（1761）以後、亀柱がわが家を害そうとしたことについて事細かに述べるとすれば、まず第一は、景慕宮をお救いしなかつたのはもちろんのこと、また世孫まで危険にさらそうとしたことであり、養子を立てて、みずから外戚におさまらうとしたのであつた。

その第二は、あの年の処分の後、自分たちの望むようにもならず、漢祿などを語らい、十六文字の凶言を行つて、英廟のお心をまどわせ、王位を揺り動かしたことである。養子を立てて、みずから外戚となる計略であつたが、英廟のお心は堅固、世孫はいたつてお健やかでいらつしやつたから、国家の根本はとても揺るぎそうにはなく、それでも、あの者どもの凶言は世間に伝播して、隠れもないものになつて、東宮が外戚のわが家に不審を抱かれるようになった。自分たちは逆に東宮に対

して忠誠が盛んで、洪氏は東宮にとって不利益をはかっているから、洪氏を除去すべきだとしたのである。東宮に迎合しつつ、みずから凶言したことを隠そうとして、成り行きでこのようなことになってしまった。この凶言がどうやら大きな根拠であって、今、世間の人で昔のことを知っている者もあるだろうが、それはおおよそのことに過ぎず、いったいだれがわたくしのように子細に知っているであろうか。

わがお父上が風病をお患いになる以前、先王に不利益をはかり、禍か禰を推そうとなさったというような話しは、三尺の童子もだまされない話し、また亀柱は先王にとって忠臣であり、洪氏は逆賊であるというのも、これまた三尺の童子もだまされない話しであろう。お父上が人情天理に外れたことをなさるはずがなく、それに対して、亀柱がわがお父上を陥れようとしたのは、まったく人情天理の外のこと、識者を待つまでもなく、かれとこれとの是非をわきまえ、忠と逆を定めるべきではあるまいか。

しかるに、亀柱と漢祿の輩が宗国を亡ぼそうとした凶言はついに露見することなく、亀柱は忠臣ということになりおおせ、一毫も罪のないわが家は惨禍がますます募って、逆賊となってしまった。ああ、万古にこうした世道とこうした天理がどこにあるというのか。血を吐きつつ、一死をわきまええないおのれを恨みとするだけである。

〔完——1999年3月15日 訳了〕

〔訳注〕

- 1) 顕隆園、すなわち世子の墓所への参拝。
- 2) 一冊の書物を読み終ったときに、先輩や同僚を酒食でもてなす礼。
- 3) 英祖40年(1764)、世孫を孝章世子として、世孫が即位しても思悼世子を父として尊崇することができないようにした。
- 4) 正祖6年(1782)9月7日、宣嬪成氏が世子を生む。
- 5) 正祖10年(1786)5月11日未刻、麻疹によって世子文孝が昌徳宮の別室で薨去。同年9月14日、文孝世子の母の宣嬪成氏が卒去。
- 6) 正祖24年(1800)2月2日、冠礼と冊礼を集福外軒で行った。
- 7) 思悼世子の当初の墓所。
- 8) 王の意を受けて宗廟や陵墓を視察すること。
- 9) 王の嫡男。ここでは純祖をいう。
- 10) 金鐘秀が党派争いから、莊獻世子の尊号を加えることに反対していたこと。

- 11) 思悼世子を押し込めて殺した米櫃。
- 12) 二更に宮廷で通行禁止を知らせる鐘。
- 13) 洪鳳漢の罪状を論じ、壬午の年(1762)に米櫃をさしあげたこと、英祖が病んだときに、上質の人参をさしあげなかったこと、さらには正祖(当時は世孫)の摂政として、政治の執行を阻害したことを挙げ、罰することを請うた。
- 14) 正祖は、辛卯の年(1771)に、英祖が正祖の手をとらえ、壬午の年のことをもって、おまえに云々する者は、自分にとって不忠であるだけでなく、おまえにとっても忠臣ではないとおっしゃったことを挙げて、取り上げなかった。
- 15) 仁祖の時代(1623~1649)の宮廷第一の功臣で、職は領議政。
- 16) 暗君であった光海君(在位1608~1623)のもとで大臣であった者たちを痛烈に論駁する議論。
- 17) 周の武王の弟で、成王の叔父。幼い成王を輔弼して、内乱を平定、文物および制度を整備した。
- 18) 宋代の賢相であった韓琦。魏公に封ぜられ、反乱を平定して功績があった。
- 19) 宋代の賢相。韓琦と並び称された。
- 20) 英祖20年(1744)1月の世子と作者惠慶宮洪氏の結婚。
- 21) 肅宗(在位1675~1721)の国舅であった慶恩府院君金柱臣。
- 22) 英祖(在位1725~1776)の国舅であった達城府院君徐宗悌。
- 23) 景宗1~2年(1721~1722)にあった禍変、すなわち政争。
- 24) 謁聖文科を縮めたことば。王が文廟に酌献礼を行うときに実施された科挙。
- 25) 英祖47年(1771)8月、命令によって洪鳳漢の官位を剝奪して庶人とし、11月にはその命令を撤回した。
- 26) 清州の儒生。金龜柱と結託して洪鳳漢を亡き者にしようとした。
- 27) 葬礼を行うための三人の臨時役所の長官。
- 28) 手書きのオンモン(文書)。英祖が洪鳳漢の罪を撤回した文書。
- 29) 正祖8年(1784)8月、王が命令を下し、洪鳳漢を許し、かれの罪状すなわち、一、壬午の年に米櫃をさしあげたこと、二、英祖の病気の際、上質の人参をさしあげなかったこと、三、私邸での雑談、の三つを晴らして、弘文館に知悉せしめた。
- 30) 罪を論じるとき、王にさし出す文書。
- 31) 英祖35年(1759)6月20日の英祖の再婚。王が明政殿にわたって妃に冊する礼を執り行った。
- 32) 肅宗の国舅である慶恩府院君宅。
- 33) 忠清北道および忠清南道をいう。
- 34) 鄭妻の夫の鄭致達の叔父、鄭羽良の弟、官職は大提学、左右議政。
- 35) 思悼世子が亡くなる前、関西にお忍びの旅行をしたこと。

- 36) 朝鮮朝を創始した李成桂。
- 37) 弘文館、また弘文館副提学以下の官員の通称。
- 38) 英祖 45 年 (1769)、王世孫 (後の正祖) が別監たちと近づき、遊び歩いたとして、別監たちを流罪にした事件。
- 39) 英祖 40 年 (1764)、申暲が上疏して、数名の宰相を排斥しようとし、それに宋明欽が同調したので、申暲を流罪にし、宋明欽の官位を剝奪して庶人に落とした。
- 40) 英祖が、古来、党派の争いが国家を滅ぼした例を列举して、一冊の書物にまとめ、『嚴隄防裕昆録』として刊行を命じた。
- 41) 英祖 47 年 (1771) 2 月 5 日、前の奉朝賀である洪鳳漢の官位を剝奪し、金時黙と洪樂性の職を免じた。家を借り、あるいは御輿を作って、それを禍と禍に供与したことを咎めた。
- 42) 清原府院君金時黙。正祖の国舅。
- 43) 英祖 44 年 (1768)、王に上疏して黒山島に流罪になったが、同 47 年には許され、後に副修撰にまでなった。
- 44) 思悼世子が押し込められて死んだ米櫃の話。
- 45) 前吏郎。思悼世子の墓への参拝が怠られていることを非難、金致仁の排斥を上疏して、大静県に押付され、後に死刑。
- 46) 死んだ後に残った血統。己巳の年 (1689)、すなわち肅宗 15 年に宋時烈一派が失脚し、南人が登用されたが、甲戌の年 (1694) の肅宗 20 年には南人が破れ、西人が再登場した。己巳の遺孽というのは、すなわち己巳に勢いを得たが、甲戌に勢力を失った南人の子孫をいう。
- 47) 英祖 4 年 (1728)、金一鏡の余党の李麟佐などが密豊君を推戴して起こした謀反。